

「くらしの便利帳」企画・制作業務に係る
プロポーザル実施要領

令和元年7月
江戸川区経営企画部広報課

1 募集の目的

今回の業務は、江戸川区（以下「区」という。）が発行する「くらしの便利帳（2020年度版）」（行政情報を中心とした情報を掲載した冊子をいう。以下「便利帳」という。）及び「江戸川区の地図」（江戸川区の地図、バス路線図、区の概要等を掲載したものをいう。以下「地図」という。）を企画、制作するものである。便利帳及び地図を発行するに当たり、受託事業者（以下「事業者」という。）のノウハウやこれまでの制作実績を活かし、区と事業者との協働により、更なる使いやすさ、利用価値の向上及び経費削減を目指すものである。

今回の募集は、そうした目指すべき方向を実現するため、広く応募者を募り、価格のみによらず、企画力、技術力、実績等の観点を踏まえた選定を行う、公募型のプロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

「くらしの便利帳」企画・制作業務

(2) 業務内容

「便利帳」及び「地図」企画・印刷に関する業務

※詳細は、別添「くらしの便利帳」企画提案仕様書のとおり。なお、仕様書の業務内容は現時点での予定。今後、協議の上で変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から納品日（令和2年5月中旬予定）まで

※契約締結時の状況により、納品のスケジュールは変更する場合がある。

(4) 契約概算額（上限見積額）

32,340,000円（消費税相当額等を含む）

※予定金額は制作費及び印刷製本費等の費用から広告収入（見込み）を差し引いたものとする。

※見積額が区の示す予定金額（上限金額）を上回る場合には、プロポーザル審査の対象外とする。

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 東京都又は江戸川区から指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(4) 最近1年間に、国税又は地方税を滞納していないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は、第2条第6号の規定に該当しないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年10月1日施行）別表の各号に掲げる措置要件に該

当していないこと。

- (6) 過去5年以内に、同類の地域情報誌又は自治体の情報誌の企画及び制作を行った実績を有すること。

4 選定手順 ※応募状況により、日程を変更する場合がある。

募集から契約候補者決定までの選定手順（概要）は次のとおり。なお、第二次審査（ヒアリング）当日は、実際に業務に携わる責任者及び担当者が必ず参加すること。

選定手順	日程
実施要領の公表	令和元年7月22日（月）
質疑受付期限	令和元年7月26日（金）午後5時まで
質疑に対する回答公表	令和元年8月6日（火）
参加申込書・企画提案書提出期限	令和元年8月16日（金）午後5時まで
第一次審査（書類審査）、 第一次審査結果通知	令和元年9月上旬
第二次審査（ヒアリング）	令和元年9月17日（火）
第二次審査結果通知、契約候補者の決定	令和元年10月上旬

5 応募方法

3に定める参加資格を満たす参加事業者は、7に定める提出期限までに次の書類を一括して提出することとする。

提出書類	様式	部数等
(1) 参加申込書	様式1	1部
(2) 企画提案書	—	10部（正本1部、副本9部）
(3) 見積書	様式4	10部（正本1部、副本9部）
(4) 事業者概要	—	10部（会社概要、関連会社一覧など）
(5) 法人登記簿謄本	原本	1部 ※受付日前3カ月以内に発行された履歴事項全部証明書。
(6) 財務諸表	写し	1部 ※直近3年分の貸借対照表及び損益計算書（決算書）。
(7) 納税証明書	原本	各1部 ・「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明 ・法人事業税、法人住民税を滞納していないことの証明 ※いずれも受付日前3カ月以内に発行されたもの。
(8) 他自治体における本契約と同内容の契約実績に関する書類	写し	1部（契約書等、業務内容が分かるもの）

※正本には会社名、代表者の役職・氏名を記入し、代表者印を押印すること。ただし、副本には会社名、代表者氏名等それらを類推可能な名称及びロゴ等は記載しないこと（会社概要や成果物等にそれらが記載されている場合、完全に見えないよう塗りつぶし等の対応をすること）。

6 企画提案書について

企画提案書の記載事項は、別紙「くらしの便利帳」企画提案仕様書の内容に基づくものであること。また、次の事項については企画提案書に必ず盛り込み、改善提案については既刊の便利帳「くらしの便利帳（2018・2019年度）」（以下「既刊」という。）及び「江戸川区の地図（平成30年4月発行）」（以下「既刊地図」という。）の内容を前提とする。企画提案書は、横書き・A4判縦・両面印刷で10枚20ページ以内（一部A3判資料の折り込み可。その場合、片面印刷で1枚1ページとし、上限は4ページ以内とする）とする。また、通しのページ番号を付け、左上をホチキスで留め、ファイルなどの使用は避けること。

企画提案書の構成（下記の順序で記載することとする）

- (1) 冊子全体のコンセプト
- (2) 江戸川区に関する特集ページの企画提案
※「江戸川区の魅力」が伝わるような企画（テーマは自由）も提案すること。
- (3) レイアウト（構成）案と改善提案（ページ数の削減方法、台割表など）
- (4) 表紙に関する提案（デザイン、写真、タイトル等を適宜入れて、出来上がりがイメージできるもの）
- (5) 既刊地図の改善に関する提案
- (6) 区との連携体制、実施スケジュール、実施体制（作業項目、人員配置・人数）
- (7) 過去の類似実績の経歴及びその概要が分かる資料（成果物の提出など）
※制作経歴の事例は、今回の業務に携わる予定の担当者が制作したものに限る。
- (8) 広告掲載基準及び広告掲載に関する考え方（審査の方法、体制、実績など）
- (9) その他、便利帳及び地図の制作に関する独自の提案、アイデア等

7 提出期限及び提出方法

令和元年8月16日（金）午後5時までに、江戸川区経営企画部広報課編集係に持参又は郵送とする（郵送の場合は期日までに必着）。

8 参加事業者の質疑

事業者は、令和元年7月26日（金）午後5時までに、この要領又は仕様に関する事項について、質疑を行うことができる。その場合、電子メールにて担当課あてに「質問票（様式3）」をワード形式のまま提出することとし、電話での質疑には一切応じない。各事業者から質疑があった場合、内容を取りまとめ、8月6日（火）までに回答を区ホームページ上にて公表する（事業者名は非公表）。なお、要領又は仕様に明記してある点について質疑があった場合は回答しないこととする。

9 聞き取り調査

提案書類の提出を受けてから契約候補者の決定があるまでの間、必要に応じて、区から参加事業者に対し、聞き取り調査を行うことがある。

10 参加の辞退

参加事業者は、5に定める方法による申請をしてから契約候補者の決定があるまでの間、参加辞退書（様式2）により、辞退の理由を付して、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

11 契約候補者の選定方法等

契約候補者の選定に当たっては、「くらしの便利帳」企画・制作業務に係るプロポーザル審査要領に基づき、選定委員会（以下「委員会」という。）を設け、企画提案書等の提出書類の内容を審査し、本業務に最も適していると認められる契約候補者を選定する。なお、委員会は非公開とする。

（1）第一次審査（書類審査）

提出された提案書類を用いて、提案内容を評価するものとし、評価結果が上位の応募事業者を第二次審査対象事業者として選出する。

第一次審査の結果は、応募事業者の連絡担当者に対し、個別に通知する。

※評価結果が上位の応募事業者には、第二次審査の案内を通知に同封する。

（2）第二次審査（ヒアリング）

第二次審査対象事業者の中から、企画提案書に基づきヒアリングを行い、提案内容の優劣を評価する。

算出した総合得点により、契約候補者を決定する。

（3）結果の公表

第二次審査の結果を区ホームページに掲載する。なお、審査内容について、電話等による問い合わせには一切応じない。

12 提案内容の主な評価

評価項目	主な評価の視点	割合
冊子全体のコンセプト	・業務に関する考え方や、既刊の現状・課題を把握し、提案内容の視点が適切か	10
「くらしの便利帳」の企画・制作について	・紙面を有効に使ったデザイン・レイアウトや改善の提案があるか ・生活に密着した地域情報や区の魅力を分かりやすく、楽しく提供できているか ・紙面の充実を図るため、独創的で新たな提案があるか	35
「江戸川区の地図」の企画・制作について	・見やすさや検索性に優れ、高齢者や弱視の方に配慮しているか ・便利帳に差し込むための工夫などが盛り込まれているか	15
広告掲載業務について	・便利帳に適した独自の掲載基準を有しているか ・適正な広告収集力を有しているか、審査方法・実績は十分か	10
業務実績	・類似業務の実績があるか	10
スケジュール・人員体制	・各業務に対する、充実した人員体制が整っているか ・発行までのスケジュール管理ができているか	10
費用対効果	・所要経費の積算は妥当か ・広告収入の見込みは妥当か	10

13 契約内容の調整、詳細仕様の決定

事業者と契約内容の調整及び確認をする。事業者の提案内容を基に、区と事業者間で委託契約の締結に向け、詳細な仕様を決定する。なお、協議が不調のときは、評価により順位付けられた上位の者から順に交渉を行う。

14 参加事業者の失格

次のいずれかに該当した場合又は該当することが判明した場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 3に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

15 その他留意事項

- (1) 本件に参加する一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。

- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (4) 参加事業者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

16 担当課（問い合わせ先）

江戸川区経営企画部広報課編集係 大網・此本（このもと）・岩田・亀田

所在地：江戸川区中央1-4-1 南棟3階1番

電話：5662-0403（直通）

FAX：3652-1109

Eメール：hensyu@city.edogawa.tokyo.jp